

取引先各位

2020年3月30日  
インプルーブ株式会社

## 新型コロナウイルス拡大に伴う対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、新型コロナウイルス感染症の現状を鑑み、お取引先様。派遣社員、当社社員及び家族の健康・安全を最優先に考え、下記の対策を実施しています。

万が一、貴社の業務に従事する派遣社員に感染やその恐れがあり、休業しなければならない場合は、当社営業担当より速やかにご連絡致しますので、ご理解とご対応をお願いします。

また、貴社が新型コロナウイルスの感染拡大対応に伴い、業務運営・体制に変更が発生する場合は当社営業担当までご連絡下さいますようお願い致します。

尚、新型コロナウイルス感染拡大に伴う派遣社員の管理、休業期間や雇い止めの派遣料金のご請求につきましては以下の通りです。ご不明な点などございましたら当社営業担当までお問合せ下さい。

敬具

### 【派遣社員の管理について】

- ① 朝、出勤前に体調が悪い（主に倦怠感や咳のある）場合は、必ず検温し体温を添付した出勤メールを勤務時間前までに連絡させる。その際、体温が **37.5℃以上**ある場合は派遣先及び当社担当に速やかに欠勤連絡を入れ自宅待機させる。また家族に同様の症状がある場合も、派遣先に連絡の上、指示を仰ぐ。
- ② 上記欠勤の際、**体温 37.5℃以上が4日以上続く際には必ず診断を受けさせ、陰性である場合は診断書を提出させ、貴社の承認後出勤とし、陽性である場合は14日間自宅待機させる。**（医者の判断を優先させる）
- ③ 「新型コロナウイルス感染防止に対する当社のガイドライン」を入社前教育に取り入れ周知し、感染拡大の抑制に努めさせます。

### 【休業期間及び雇い止めの際のご請求について】

- ・派遣社員が派遣先以外で感染の恐れがあって休業する場合は、該当派遣社員の派遣料金を請求致しません。
- ・貴社の業務運営又は体制に変更が生じ、当社に責が無い場合、派遣社員を休業または雇い止めさせる場合は、通常通り派遣料金をご請求致します。
- ・上記により雇い止めを行う際は、通常通り1ヶ月前に告知いただきます。

※コロナウイルス感染者発見による損害に関しては故意または重大な過失以外は負いかねます